

海老江下水処理場改築更新事業について

概要説明会資料

平成27年7月22日（水）、25日（土）
大阪市建設局

1

本日の説明内容

1．事業概要

目的、経過、新たな施設の概要、スケジュール等など

2．土壌汚染について

土壌調査結果、土壌汚染対策法等に基づく手続き等

3．施工時の対応について

環境対策、環境監視について

4．その他

2

1. 事業概要

海老江下水処理場について

海老江下水処理場



海老江下水処理場について



5

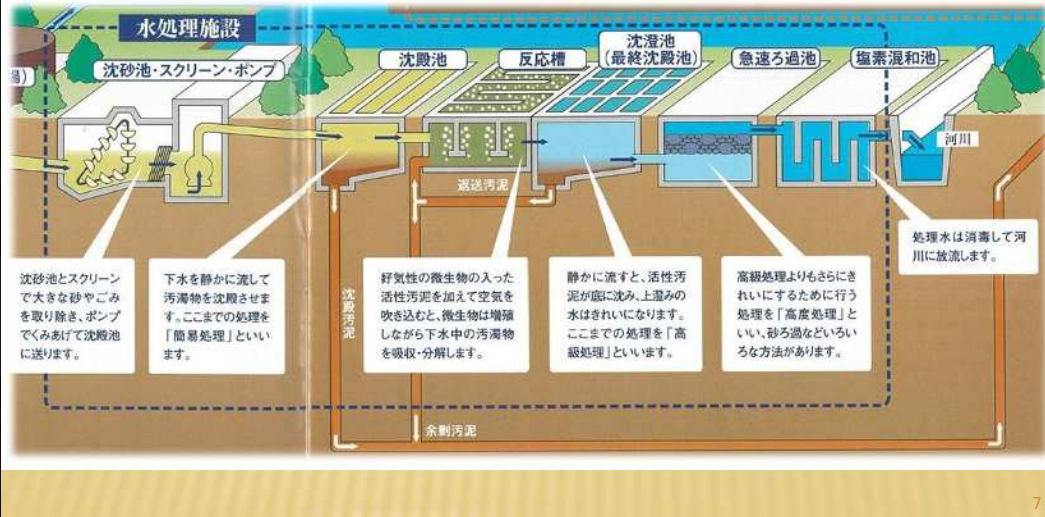
海老江下水処理場について

- 海老江下水処理場は、本市で最も早く建設された下水処理場で、昭和15年4月に処理開始しました。
- 活性汚泥（微生物のかたまり）を利用して、汚水をきれいにし、地下化された正蓮寺川に放流しています。
- 水をきれいにする過程で生じる汚泥は、下水処理場で処理した後、舞洲スラッジセンターへ送られ、溶融処理し建設資材等として再利用しています。

6

海老江下水処理場について

- 水をきれいにする仕組み



海老江下水処理場について

- 水処理施設のうち古いものは昭和15年に稼働開始
- 完成後70年以上経過



海老江下水処理場付近
航空写真（昭和20年頃）



完成間近の
海老江下水処理場



既存施設の老朽化について



9

既存施設の老朽化について



10

事業の目的

- 下水道サービスの持続
老朽化した水処理施設の建て替え
施設の耐震性の確保
二重覆蓋の実施等による環境対策の推進
- 高度処理の導入（富栄養化対策）
窒素やりん除去の実施
- 合流式下水道の水質改善
合流式下水道の水質改善対策施設の整備

11

施設の改築更新について



12

施設の配置イメージ



13

事業の経過（事業実施の手続き）

- 下水道は、都市計画法において必要な「都市施設」の一つと位置づけられています。
- 本事業は、都市計画法や下水道法などの関連法令の規定に基づき、進めてきています。

14

事業の経過（事業実施の手続き）

昭和59年11月15日

下水処理場の整備計画（位置と範囲等）に関する都市計画の縦覧・都市計画審議会・府知事の同意等の手続きを得て、大阪市告示第669号にて都市計画決定

昭和63年3月22日

下水処理場の整備計画に関する都市計画の事業について、大阪府指令総計第472号にて認可を取得